

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和4年1月7日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和3年度第10回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和4年1月7日（金）午後1時30分から午後2時15分

開催場所 菊陽町役場 本館会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る意見決定について
- (5) 議案第4号 中間管理機構事業（農地利用集積計画）に係る意見決定について
- (6) 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届（市街化区域）について

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1番 鈴木 一男	2番 上田 誠也	3番 前田 洋一
4番 相馬 安伸	5番 眞弓 一保	6番 青木 積
7番 東 慶子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

(2) 欠席委員（0人）

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（8人）

1番 岩下久美夫	2番 山川 登	3番 阪田 典人
4番 坂本 孝則	5番 原 正輝	6番 相馬 和幸
	8番 西岡 信幸	9番 相馬 竜介

(2) 欠席委員（1人）

7番 高木 浩義

4 農業委員会事務局職員

事務局長 山川 和徳

事務局職員 荒木 博光

事務局職員 村上 学

農政課参事 高山 勇

令和3年度第10回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしてくださいますようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長よろしくをお願いします。

◎議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
議事録署名人に1番 鈴木委員、2番 上田委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局の村上参事を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第4条は、権利移動が伴わない自己転用でございます。

しかしながら、今回審議予定の案件については、申請書類の不備により取り下げられておりますので、次回以降の審議となりますことをご報告します。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。

議案書3ページの議案第2号 番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字中前通5240番

地 目：畑

転用面積：249㎡

転用目的は、個人住宅です。

権利は、所有権移転（親子間贈与）です。

この議案につきましては、現地調査を12月24日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP6～P9をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。

（10ha以上の広がりがある一団の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりのある第1種農地であり、原則不許可ですが、都市計画法の集落内開発地域に属しており、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員である私から補足説明を行います。

◆5番委員

議案第2号の番号1について、5番委員が説明します。

この申請は、親子間による贈与で個人住宅を建築する案件です。申請地南側には農地がありますが、申請者が所有する農地であり特段影響はないものと思わ

れますのでよろしくご審議をお願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

(質疑なし)

■事務局

(始末書の内容について補足説明)

ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として
意見決定とします。

次に、議案第2号 番号2を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書3ページの議案第2号 番号2について説明します。
転用者は議案書のとおりです。
申請地：久保田字前田1362番2 外2筆
地 目：田
転用面積：計803㎡
転用目的は、建築条件付き売買予定地です。

この議案につきましても、現地調査を12月24日(金)に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP10～P
13をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明しま
す。

1 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。
(10ha以上の広がりがある一団の農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法
令協議」等について、申請書を確認し、特に不適當となる項目はありませんで
した。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりのある第1種農地であり、原則不許可ですが、都市計画法の集落内開発地域に属しており、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆2番委員

議案第2号の番号2について、2番委員が説明します。

この農地は集落内開発地域に属する農地で、3区画を分譲する案件です。申請地の東西には既に住宅が建っており、今回の転用で周辺に影響を与えることはないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

■事務局

(農政課高山参事から転用による用水路への影響の有無について確認)

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第2号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号 番号3を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書3ページの議案第2号 番号3について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：新山2丁目3190番1191

地 目：畑

転用面積：2.7㎡

転用目的は、クリニックの拡張・改修です。

この議案につきましても、現地調査を12月24日(金)に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP14～P17をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は第3種農地と判断しました。

(水管、下水管等が埋設されている沿道にあり、おおむね500m以内に2以上の公共施設等が存する農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は水管、下水管等が埋設されている沿道にあり、おおむね500m以内に2以上の公共施設等（光の森脳神経外科、加藤整形外科 等）が存する農地で第3種農地であり、原則許可です。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査を行った私から補足説明を行います。

◆5番委員

議案第2号の番号3について、5番委員が説明します。

本申請地は、事務局からの説明のとおり、周辺には光の森脳神経外科、加藤整形外科といった公共施設があり、宅地に囲まれております。

周辺には農地はなく、申請面積も2.7㎡と小さい農地です。周辺への影響は特段ないものと思われまますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆4番委員

ポンプ施設が無くなるように見えるが、影響はないのですか？

◆事務局

ポンプ施設はそのまま残るため、影響はありません。

◆6番委員

ポンプ施設は共有となっているわけではないのですか？

◆事務局

本ポンプ施設は地権者個人の所有となっています。

他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第2号の番号3は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。菊陽町長より令和3年12月22日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP4からP11をご覧ください。

今月は、利用権設定が14件、30筆で合計79,229㎡です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

■事務局

(農政課高山参事から、農業法人代表者及び賃料が高い案件の理由説明)

よろしいですか？

－ 同意の声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第2号の1の利用権設定については、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第4号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

菊陽町長より同じく、令和3年12月22日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。

議案書のP12からP13をご覧ください。

議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は2件の2筆で合計面積5,668㎡です。

以上で説明を終わります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書の14ページをお願いします。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。

添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

◎議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後 2 時 1 5 分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和 4 年 1 月 7 日

会長

議事録署名人

議事録署名人